

# 【 最後のお知らせ 】

## 平成29年度 健康維持増進支援事業の実施について

標記の件について、本会では今年度も下記のとおり実施いたします。  
会員事業所におかれましては実施要領を十分にご確認のうえ、健康診断を受診され、期限内の申請をお願いいたします。

### 健康維持増進支援事業実施要領

1. 助成期間 平成29年3月1日(水)  
～平成30年2月28日(水)
- |    |   |
|----|---|
| 備考 | 平成29年3月1日以降の受診に遡って適用されますので、既に受診された事業所におかれましては、早めに申請書等を提出して下さい。締め切り日は、 <u>平成30年2月28日(水)午後5時までとし、期間内に受診しかつ申請した事業所に限ります。</u> |
|----|---|
2. 医療機関 医療機関の指定はありませんが可能な限り、市内医療機関をご利用下さい。なお、受診の日程・内容については、各事業所にて各病院へお問い合わせください。
3. 対象企業 従業員20人以下の事業所で、従事する事業主および従業員（但し、商工会登録数内）を対象とします。
4. 内 容 一般健康診断を基準とし、助成金額は予算範囲内で、1人あたり上限2,000円とします。  
※助成額については、総予算額を総申請受診者数で割った金額か、もしくは上限2,000円とした金額です。  
※社会保険等の助成金と併用することはできません。  

政府管掌社会保険・市健診（特定検診）等は対象外です
---------------------------

  
※健康診断以外への助成はできません。
5. 助成金交付 平成30年3月末日までに申請書指定口座に振込予定。  
※なお、振込手数料は貴社負担となります。
6. お問い合わせ等 糸満市商工会 電話992-2816

※申請書が必要な事業所は商工会までお問い合わせ下さい。